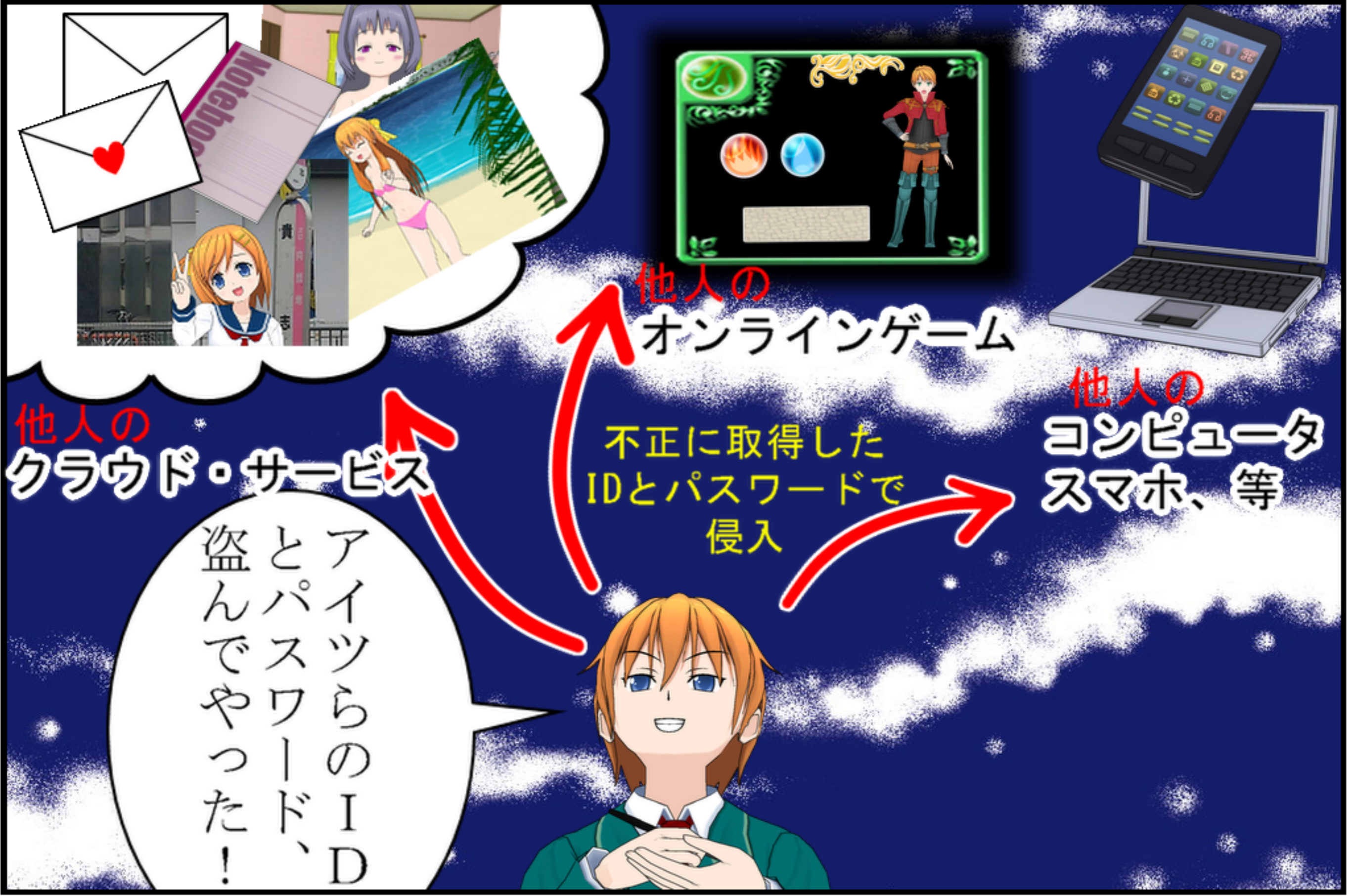


不正アクセス行為の禁止等に関する法律



不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(平成十一年八月十三日法律第百二十八号)
最終改正：平成二五年五月三十一日法律第二八号

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止)

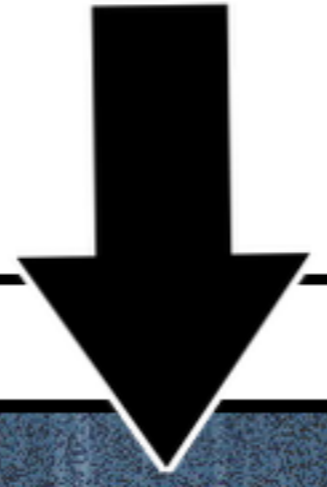
第四条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

要するに...

インターネットやLANを通じて、アクセス制御機能を持つパソコンやスマホ、インターネットサービスなどに、

相手をだましたり、盗んだりして、不正に取得したIDやパスワードを使って、侵入すると...



逮捕だ！

ざーん!

**3年以下の懲役
又は100万円以下の罰金**

